

沖 縄 県
平成 26 年 1 月 27 日

沖縄県土木建築部競争入札心得の改正について

みだしのことについて、別添のとおり改正したのでお知らせします。

記

1 改正理由

沖縄県土木建築部では競争入札の際、全者最低制限価格未滿となった場合に再度入札に全者参加させているが、最低制限価格の設定は、契約の適正な履行が困難となるおそれのある者を排除し、工事の品質を確保するための制度である。制度の趣旨を踏まえ、最低制限価格未滿となった場合には再度入札に参加させないよう改正を行う必要がある。

2 改正の要点

全者最低制限価格未滿の場合、再度入札を実施しない。

3 施行年月日

平成 26 年 3 月 1 日以降に入札する案件から適用する。

担当
沖縄県土木建築部土木総務課
建設業指導契約班
TEL:098-866-2384